

令和8年度 「凌風学園いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消しているいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改訂）に基づき、本学園のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての子どもに関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての子どもが安心して学園生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学園の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身の保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学園、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

[実施予定] 週1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構 成 員] 管理職 各ステージマネージャー 指導支援部長 指導支援副部長 教務主任
補導主任 総合育成主任 養護教諭 児童生徒会主任 教育相談主任
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 道徳教育推進教師

[内 容] ・指導支援部長が招集し、情報を取りまとめる。

- ・各学年、ステージの子どもの動向を情報交換し、多面的に子ども理解を行う。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした子どもへの支援・指導を検討し実践する。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・どのように対応すべきかを判断し、問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・いじめ対策委員会の役割等について、新年度の早い段階で、ステージ集会や学年集会を通じて子どもへ周知を行う。また、学園ホームページに「いじめの防止等基本方針」を掲載することで保護者・地域等へ周知を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学園におけるいじめの未然防止のための取組（発達支持的生徒指導の充実）

①授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、子どもがわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、すべての子どもに学習基盤の定着を図る。

る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、子どもの特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで子どもが安心して学習に臨める環境づくりを行う。

- ・公開授業、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて、子どもがわかる授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

- ・子どもの道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳科の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。

③人権教育の充実

- ・「なかよしの日」、「絆の日」、「人権学活」等の取組を通して、「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことを理解させ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権意識を高める取組を推進する。

④体験活動の充実

- ・長期宿泊学習の取組や学園行事などを通しての人間関係づくりを推進する。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳科の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

⑤児童生徒会が自主的に行う活動の支援

- ・児童生徒会活動や子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力を育成する。

⑥児童生徒会の啓発

- ・京都市子ども未来会議の提言やテーマ・まとめを子どもに周知し、子ども自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市子ども未来会議の提言やテーマ・まとめにもとづき、よりよい凌風学園を築いていくために、子どもの実態を踏まえた自主的・自発的な児童生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

⑦保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力的なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『いじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の子どもの観察や随時の教育相談、教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて子どものささいな変化に気付き、子どもの実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。
- ・情報伝達、共有に関しては記録を確実にし、活用する。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、子どもの変化を早期に発見する。
- ・日常の子どもの観察に加え、いじめに関するアンケートを複数回実施し、子どもの実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、アンケートの結果については子どもから丁寧な聞き取りを行い、背景を捉えるとともに、各クラスや各学年及びいじめ対策委員会で情報を共有し、早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2～3回の教育相談期間を設定し、教育相談アンケート等子どもを多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で子どもの育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、解消しているいじめ事案についても、学園が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた子ども又は保護者への支援、いじめを行った子どもへの指導又は保護者への助言、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、関係機関との連携などの適切な措置を講ずる。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、スマートフォン等の学園内への持込・使用禁止を学園・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットやスマートフォンの利用について、危険性や依存性はもちろんのこと、問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の子ども同士の関わりの中に適宜介入し、子どものソーシャルスキルの向上や、子ども一人一人の居場所づくりに努める。

④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消の定義を踏まえた上で、支援の継続と状況の注視を行う。
- ・周囲の子どもに対しても、集団としていじめの解決に取り組むことや、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

※少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

面談により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

＜いじめ事案に対する組織的な応の流れ＞

前提となる基本事項	
『学校いじめ防止基本方針』 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止プログラムの策定 <input type="checkbox"/> 教職員、学園生、保護者、地域への周知 <input type="checkbox"/> 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善	『いじめ対策委員会』 <input type="checkbox"/> 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 <input type="checkbox"/> 臨時の委員会開催時の手順確認・周知 <input type="checkbox"/> 学園生、保護者、地域への周知 <input type="checkbox"/> いじめの認知・解消の判断について確認

いじめの未然防止（発達支持的生徒指導の充実）			
●校内指導体制の確立	●授業改善の充実	●道徳教育の充実	●人権教育の充実
●体験活動の充実	●児童生徒会が自主的に行う活動の支援	●児童生徒会の啓発	
●保護者の啓発	●家庭・地域・関係機関との連携強化		

いじめ（その疑いがあるものを含む）の情報を把握	
●指導支援部長が「いじめ対策委員会」などの「組織（※注）」を招集する	●いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める
●教職員、学園生、保護者、地域、その他から「組織」に情報を集め、指導支援部長が取りまとめる	●教育相談、アンケート調査等の情報 等

管理職のリーダーシップの下、学園としての対応方針を決定する。
 [認識の共有化・行動の一元化]

組織で情報共有
●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を「組織」でを組む（生徒指導委員会・ステージ・学年・学級担任などで役割を分担）

事実関係を把握する
●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
●いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもを個別で聴き取る。
●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

関係機関との連携
●警察・児童相談所等
教育委員会への報告・連携
●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

子どもへの指導・支援
●いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
●いじめられた子どもを見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナとの連携を図る。
●いじめた子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を深く自覚させるとともに再発防止に向けた指導を行う。
●周囲の子どもに対しても、いじめを他人事ではなく、自分達の問題として捉えさせる。

保護者と連携する
●関係教職員を中心に、すみやかに、関係のある子ども（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の指導方針を説明し、学園との必要な連携方法について話し合う。

謝罪の場の設定
●いじめを受けた子ども・保護者の意向を十分尊重しつつ、関係の子ども、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。

（注）：「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

「いじめ解消」までの継続的な指導や支援の実施
●少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。 ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済） ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復） ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。
●SC等の活用も含めた心のケアを行う。 ●常に状況把握に努める。

(4) 教職員の資質向上

- ・日常的に子どもの動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施し、意義や内容を徹底する。
- ・いじめ防止対策の取組状況等を学園評価に位置づけ、点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

4 保護者・地域、関係機関との連携

PTA活動や学園運営協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

5 重大事態への対処

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本学園が調査主体となる場合には本学園の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた子ども及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、重大事態は法において、「①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会①②③④ 「校内体制や組織的対応の共有」 「学園生・保護者への広報について」 ◆職員会議 「凌風学園いじめ防止基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「指導支援部基本方針」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・学級開き ・入学式 ・ステージ集会で学園生に説明「いじめ対策委員の紹介」 ・1年生をむかえる なかよし集会 ・ステージ集会 ・学級目標決め ・評議専門委員認証式(2・3ST)	・前年度のいじめに関する記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・入学式にて保護者啓発 ・授業参観、懇談会 ・学園運営協議会① ・個人懇談会
5	◇いじめ対策委員会⑤⑥⑦ 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「気になる学園生の共有」 「学園評価項目の確認」	・憲法月間の講話 【5年】ステージアップ （花背山の家） 【9年】修学旅行 （関東方面）		・PTA 総会 ・休日参観

6	◇いじめ対策委員会⑧⑨⑩⑪⑫ 「教育相談の結果の共有と対策」 ◇いじめ対策委員会（確認） 「情報の共有と組織的対応」 ←	・ステージ集会 ・じゅにあミーティング① ・学園総会(2・3ST)	・第1回いじめに関する 記名式アンケートの 実施、 学年集約と共有① ・第1回クラスマネジ メントシートの実施、 学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・参観 ・学級懇談会
	◇いじめ対策委員会⑬⑭⑮ 「クラスマネジメントシート結果分析」 ◆生徒指導委員会 「夏休みの生活について」 「保健室来室のまとめ①」 「補導報告まとめ①」	・ハッピースクール大作戦 ・ステージ集会 ・ケータイ教室／非行防止教 室／薬物乱用防止教室 ・夏季休業に向けて ・夏休み学習会		・個人懇談会 ・地域パトロール
8	◇いじめ対策委員会⑯ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの学園生の様子について」 「不登校学園生への関わりについて」 「自殺予防について」	・ハッピースクール大作戦 ・ステージ集会	・夏休み明けの学園生の 様子を学年で共有、 組織的対応の検討	・地域パトロール
	◇いじめ対策委員会⑰⑱⑲⑳ 「学園評価の実施に向けて」	・じゅにあミーティング② 【6年】研修旅行 (若狭方面)		・道徳科公開授業
10	◇いじめ対策委員会㉑㉒㉓㉔ 「学園評価の結果について① PDCA サイクル」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向け て」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」	・文化祭 ・凌風大運動会 ・立会演説会(2・3ST) ・ステージ集会		・学園評価の実施 ・学園運営協議会②
	◇いじめ対策委員会㉕㉖㉗ 「学園評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「教育相談の結果の共有と対策」 ◇いじめ対策委員会（確認） ←	・評議専門委員認証式(2・3ST) ・じゅにあミーティング③	→ 第2回いじめに関する 記名式アンケートの 実施、学年集約と共有 ② ・第2回クラスマネジメ	・進路保護者会 ・入学説明会 ・家庭地域教育講座 ・就学時健康診断

	<p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「学園評価に基づく改善策について」</p> <p>「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の三機能を生かす）」</p>	【1・2年合同】校外学習	<p>ントシートの実施、学年集約と共有②</p> <p>・教育相談の実施②</p>	
12	<p>◇いじめ対策委員会⑳㉑㉓㉔㉕㉖</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し②</p> <p>PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p> <p>「クラスマネジメントシート結果分析」</p> <p>◆生徒指導委員会</p> <p>「冬休みの生活について」</p> <p>「不登校学園生への関わりについて」</p> <p>「自殺予防について」</p>	<p>・ステージ集会</p> <p>・人権学習</p> <p>・人権標語の作成と発表</p> <p>・児童生徒会アンケート</p> <p>・たてわり給食(1ST)</p> <p>・ハッピースクール大作戦</p> <p>・冬季休業に向けて</p>		・個人懇談会
1	<p>◇いじめ対策委員会㉗㉘㉙</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・なかよし人権集会(1ST)</p> <p>・ステージ集会</p> <p>・ハッピースクール大作戦</p> <p>【6・9年】語り合い活動</p>		<p>・人権に関わる授業参観</p> <p>・懇談会</p>
2	<p>◇いじめ対策委員会㉚㉛㉜</p> <p>「次年度のいじめ防止基本方針の確認」</p> <p>◆年間反省②（全体）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p> <p>◆生徒指導委員会</p> <p>「保健室来室まとめ②」</p> <p>「補導報告まとめ②」</p>	<p>・ステップアップ学習</p> <p>・じゅにあミーティング④</p> <p>【1年】「がっこうってたのしいね！」の会</p>		<p>・学園評価の実施</p> <p>・半日入学</p> <p>・保護者説明会</p>
3	<p>◇いじめ対策委員会㉝㉞㉟</p> <p>「学園評価の結果について② PDCA サイクル」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し③</p> <p>PDCA サイクル」</p> <p>◆職員会議</p> <p>「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「来年度の学校いじめの防止等基本方針について」</p>	<p>・9年生を送る会</p> <p>・4年生ありがとうの会(1ST)</p> <p>・卒業式</p> <p>・前期課程修了の会</p> <p>・ステージ集会</p> <p>・学級のまとめ</p> <p>・春季休業に向けて</p>	<p>・いじめに関する記名式アンケートの保管</p> <p>・クラスマネジメントシートデータ保管</p>	・学園運営協議会③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「生徒指導委員会」の学園生の情報共有（週1回）
- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「いじめに関するいじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学園運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、学園生の良好な人間関係の構築と充実を目指している。（発達支持的生徒指導の充実）

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。